

26長寿第76509号

平成27年3月9日

介護サービス事業者 様
(高松市外に所在を置く事業所)

香川県健康福祉部長寿社会対策課長
(公印省略)

サービス提供体制強化加算について

標記加算については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項」（平成12年3月1日老企第36号）及び「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月8日老企第40号）により算定しているところであるが、平成27年以降の算定に当たっては、次のとおり取り扱うこととするので、遺漏のないようにしてください。

なお、下記1については、平成27年4月において当該取扱いと同様の内容の基準改正が行われる予定（別紙のとおり）のため、平成26年度の実績を算出する際に限るものとする。

記

1 職員の割合の算出の際の常勤換算方法における通常の勤務時間を短縮して勤務している職員の勤務時間の取扱いについて

介護保険法において、常勤とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものであり、常勤の従業者の休暇や出張（以下「休暇等」という。）の期間についてはその期間が暦月で1月を超えるものでない限り、常勤の従業者として勤務したものとして取り扱うものとしている。

近年、育児短時間勤務など様々な働き方を導入している法人もあることから、職員の割合の算出の際の常勤換算において、次のとおり取り扱うものとする。

育児短時間勤務など時間短縮で勤務できることが就業規則で定められており、雇用契約上は常勤として扱われること、及び時間短縮後の勤務すべき時間が週32時間以上であること、を条件としてサービス提供体制強化加算における職員の割合の算定を行う際に、当該職員の有給休暇や出張の期間についてその期間が暦月で1月を超えるものでない限り、勤務したものとして取り扱うこととする。

なお、勤務時間には、暦月で1月を超えない有給休暇や出張の期間を算入するが、通常の常勤の従業者が勤務すべき時間数で除するため、常勤換算時は1未満となる。

例：常勤従業者 1名（週40時間 月160時間勤務）、
 常勤従業者（時短） 1名（週35時間 月140時間勤務）
 上記場合で、常勤従業者（時短）が1日（8時間）有給休暇を取得した場合

旧	新
当該月の常勤換算 （常勤従業者の月の勤務時間＋常勤従業者（時短）の月の勤務時間）／就業規則の範囲内で勤務した時間数の最大値＝（160＋132）（常勤従業者（時短）は、非常勤の従業者の扱いとなり有給休暇の時間数は勤務延時間数に含めない）／160 ＝1.825	当該月の常勤換算 （常勤従業者の月の勤務時間＋常勤従業者（時短）の月の勤務時間）／就業規則の範囲内で勤務した時間数の最大値＝（160＋140）（有給休暇を取得しているが、暦月で1月を超えないため、勤務したものとする）／160 ＝ <u>1.875</u>

2 人員基準欠如に該当する場合の取扱いについて

サービス提供体制強化加算は、サービスの質が一定以上に保たれている事業所を評価する加算であり、人員基準欠如に該当しないことが算定要件の1つとなっているが、人員基準欠如（厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年2月10日厚生省告示第27号）に定める基準）に該当する場合の前年度の平均の算定方法について、明示されていないことから、次のとおり取り扱うものとする。

例 次の表のように人員基準欠如に該当した場合、①又は②のように取扱う。

月	5月	6月	7月	8月以降
人員体制	人員基準欠如	人員基準欠如	人員基準欠如解消	人員基準欠如なし

- ① 4月1日に指定した事業所（新規指定）において、7月～9月の実績により職員の割合の算出を行い、サービス提供体制強化加算の要件を満たすのであれば、10月15日までに届出を提出し、11月1日から算定可能
- ② 継続（前年度の実績が6月以上）事業所において、5月、6月は除く4月から翌年2月の実績により職員の割合の算出を行う。